

小規模保育事業 KIDSROMBaby-bee ふくしま園重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	株式会社 Blue-bee
所 在 地	大阪市福島区鷺州3丁目1番鷺州第2団地1棟102
電 話 番 号	06-6458-0328
代表者氏名	代表取締役 森 昌美

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業C型
施 設 の 名 称	KIDSROMBaby-bee ふくしま園
施 設 の 所 在 地	大阪市福島区鷺州3丁目1番鷺州第2団地1棟102
連 絡 先	電話番号 06-6458-0328 FAX 06-6458-0328
管 理 者	施設長 森 昌美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 2人 1歳児 4人 2歳児 4人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 8人 満1歳未満の児童 2人
開 設 年 月 日	平成27年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710052003151

3 事業の目的・運営方針

KIDSROMBaby-bee ふくしま園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造 1 4 階建のうち 1 階
	延べ面積	4 7 m ²
屋外遊戯場		公園 5 2 9 1 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室（又は遊戯室）	1 室	
その他	調理設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和 7 年 4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長兼家庭的保育者	園務をつかさどり、園児の保育を行う	3	3		
家庭的保育補助者（代替可）	家庭的保育者を代替及び助け、園児の保育を行う	1		1	
家庭的保育補助者	家庭的保育者を助け、園児の保育を行う	2		2	
調理員	給食、おやつを調理する	2		2	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成 26 年 9 月 22 日大阪市条例第 101 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から19時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、8時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受け入れ
- 1 名

(2) 連携施設

ア 保育所 第二和光園

運 営 主 体	社会福祉法人聖天奉仕会
所 在 地	大阪市福島区鷺州 3 丁目 1 番 5 9 号
連 携 内 容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定 ・ 代替保育の提供 ・ 嘱託医による健康診断等に関する支援
電 話 番 号	0 6 - 6 4 5 6 - 0 5 5 0

卒園後、保育園への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満 3 歳に達したとき（ただし、満 3 歳に達した年度の 3 月 31 日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要

- 件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、連携施設保育所 第二和光園の嘱託医により健康診断などに関する支援を受けています。

(1) 内科

医療機関の名称	田仲循環器科・内科医院
所在地	大阪市福島区鷺州 3-7-2 7 東海ビル 2F
電話番号	06-6451-8708

(2) 歯科

医療機関の名称	ゆたか歯科
所在地	大阪市福島区福島 8-1 7-2 0
電話番号	06-6452-4618

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知設備	有	・消火器	有
	・非常警報器具・設備	有	・誘導灯	有
	・スプリンクラー	無	・避難器具	無
	・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理			無
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 2 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者	森 昌美
	・ご利用時間	8:30～ 18:30
	・電話番号	06-6458-0328
	F A X	06-6458-0328

	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
--	----------------------------

20 園児の利用人数

	令和元年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳児	2 人	2 人	2 人
1 歳児	4 人	4 人	4 人
2 歳児	4 人	4 人	4 人

利用者に対する保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償保険
保険の内容	入院・重度後遺症外・死亡
保険金額	1 事故限度額 1 億円

21 自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
自己評価の実施状況	毎年度末実施	

22 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
お帳面費		1 年 1 2 0 0 円
カラー帽子費		1 個 1 0 0 0 円
行事費		1 年 4 0 0 0 円
Tシャツ		1 枚 1 5 0 0 円

※前年度行事費用	敬老の日（9月）	5 0 0 円
	運動会（10月）	5 0 0 円
	お別れ遠足（3月）	5 0 0 円

2 時間外保育に係る利用者負担

保育短時間認定に係る時間外保育料

1 時間あたり 3 0 0 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。